

自動車修理委託規約確認書

当社／私は、裏面の「自動車修理委託規約」について、全ての項目を確認し理解しましたので、サービス利用の前提として本確認書を提出いたします。



枠内の完全記入をお願い致します。
楷書で大きくはつきりとご記入ください。

識別区分: JCN(日本カーネット株式会社)

フリガナ			
工場名			
代表者名		工場担当者	
工場住所	〒		
工場電話		工場FAX	
工場資格	<input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 認証 ※指定工場、認証工場以外の登録は不可となります。		
指定又は認証NO.			
振込銀行		支店	
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <small>(いずれかに✓チェックをつけて下さい)</small>	<small>※右づめでご記入ください</small>	口座名義 (カタカナでご記入ください)
消費税処理方法	<input type="checkbox"/> 円未満四捨五入 <small>(円未満四捨五入の場合のみチェックしてください)</small>		
従業員数	名 (内、整備士 名)		
定休日			
営業時間	平日: 時 分～ 時 分 (土曜・日曜・祝日: 時 分～ 時 分)		
出張点検サービス	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	納引	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
無償代車	<input type="checkbox"/> 有 (●乗用車 台 ●貨物車 台 ●トラック 台) <input type="checkbox"/> 不可		
対応地域			
レッカー車・積載車	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	エーミング作業	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 外注作業
ハイブリッド車修理	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	電気自動車修理	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
輸入車修理	<input type="checkbox"/> 可 (メーカー:) <input type="checkbox"/> 不可		
その他	他店販売の保証修理やニッポンメンテナンスシステム(株)からメンテナンス依頼を <input type="checkbox"/> 受ける <input type="checkbox"/> 受けない ユーザー様に配布する保証書の担当工場欄に御社名(工場名)の記載を <input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない (許可をいただいた場合は、故障発生時の入庫工場として御社をご案内させていただきます。)		
商号・屋号/代表者/契約住所	記入日 : 年 月 日 代表者様サイン 連絡先		

「買得典」利用同意書 兼 販売店登録書、秘密保持に関する念書、個人情報取扱い状況調査兼WEBシート、古物商コピーと一緒にご郵送、又はメール送信にてお送り下さい。

Mail: e-koutokuten@nms-ibr.co.jp

ニッポンメンテナンスシステム(株)

「買得典」チーム

東京都中央区八丁堀3-25-7Daiwa八丁堀駅前ビル8F

TEL03-6627-2097 FAX03-3553-0072

Mail: e-koutokuten@nms-ibr.co.jp

自動車修理委託規約書

自動車修理委託規約

販売店(以下、「甲」という。)とニッポンメンテナンスシステム株式会社(以下、「乙」という。)が締結する自動車修理にかかる業務委託(以下、「本委託」という。)契約(以下、「本契約」という。)の契約条件は、本規約に定めるとおりとする。

第1条(目的)

本契約は、乙がその指定する自動車の故障修理を甲に対して委託し、甲がその責任において他の修理業者(以下、「丙」という。)に再委託した場合、乙の指示に従って修理を行う個別取引に対して包括的に適用される。なお、本契約をもって、乙が丙に対して修理の個別取引を発注する義務を負うものと解釈することはできない。

第2条(本委託の内容)

本委託内容は、次の各号のとおりである。

- (1) 車両の故障及びその原因の特定
- (2) 修理費用の見積もり
- (3) 乙が特に指示した修理部品の調達
- (4) 修理の実施
- (5) 法令に基づく部品交換
- (6) (1)ないし(5)の事項についての車両使用者への説明

第3条(甲の業務及び義務)

1 甲は、乙が策定する修理マニュアルを遵守して本委託を遂行するものとする。
2 甲は、乙の要求に応じ、適宜に本委託の遂行状況を報告するものとする。
3 甲及び丙は、乙から事前の通知を受けた場合、乙の指定する者を本委託の実施に立ち会わせなければならない。
4 甲は、乙が本委託の遂行に関して必要な改善を要求した場合には、これに応じなければならない。

第4条(再委託をした場合における甲の責任)

1 甲は、乙の事前の同意により本委託業務を丙に再委託した場合、丙に対して第3条に規定する甲の業務及び義務並びに乙の指示を遵守させるものとする。
2 丙が、第3条に規定する甲の業務及び義務並びに乙の指示に違反した場合、甲は全ての責任を負う。

第5条(報酬及び支払方法)

1 乙は甲に対し、別途定める修理費用を報酬として支払うものとする。
2 前項の報酬の算出にあたり、作業工賃及び技術料は、工賃単価に標準作業点数を乗じて算出するものとするものとし、工賃単価及び標準作業点数は次の各号のとおり定めるものとする。
(1) 工賃単価
1時間あたりの工賃単価は4,000円(税別)とする。
(2) 標準作業点数
社団法人日本自動車整備振興連合会が規定する自動車整備標準作業点数表に基づく作業点数とする。但し、作業点数が設定されていない場合は、類似の整備作業にかかる作業点数に基づき定めるものとする。
3 甲は、修理完了後、作業中の写真を添付した請求書を乙に郵送するものとする。
4 乙は、甲から請求書を受領したときは、月末締め翌々月5日限り(5日が休日の場合は翌営業日)、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により、甲に報酬を支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする(請求額が5,000円未満の場合はこの限りではない)。

第6条(秘密の保持)

1 本条における秘密情報とは、甲及び乙が本契約に関連して相手方から開示され又は受領した記録、電磁的記録その他の情報のうち、相手方から秘密である旨の口頭による告知及び、書面の交付とともに開示され又は受領したもの、あるいはその開示・受領後それが秘密であることを書面で7営業日以内に通知されたものをいう。

2 甲及び乙は、相手方から開示されまたは受領した秘密情報の秘密を厳格に保持し、これを第三者に対し開示・漏えいしないものとし、またこれを本委託に関する業務以外の目的には使用しないものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を本委託に関する業務に必要な範囲内でのみ複写又は複製できるものとする。この場合、秘密情報の複写・複製(以下、「複製等」という。)は秘密情報と同様に取り扱うものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を本委託に関する業務に必要でなくなった場合は、相手方の手段の指示が無い限り、当該秘密情報を自己の費用で直ちに相手方に返却し、複製等をすべて自己の責任において廃棄処分するものとする。

5 秘密情報には、以下の情報は含まれないものとする。

- (1) 開示・受領等の時点において既に受領者が適法に有する情報
- (2) 本契約の違反によらず現在または将来公知となった情報
- (3) 開示を受けた当事者が第三者から守秘義務を課せられることなく適法に受領した情報

(4) 開示した当事者が書面により開示を許容した情報

6 甲及び乙は、政府関係機関または裁判所から要請がある場合は、相手方に事前通知することにより、必要最小限で秘密情報を当該機関または裁判所に開示することができる。但し、この場合当該相手方は、当該機関または裁判所をして当該秘密情報の秘密保護をさせるよう合理的に努力するものとする。

7 本条に定める秘密保持義務は、本契約中及び本契約の終了後2年間は効力を有するものとする。

8 甲及び乙が、本条に違反し相手方に損害が生じた場合は、相手方に対し、その一切の損害を賠償するものとする。

第7条(本契約の解除)

甲または乙が、次に定める各号のいずれかに該当したときは、相手方は、何らかの通知催告を要せず本契約を解除することができるものとする。
(1) 本契約の各条項に違反し、相手方がその是正を書面により要求したにもかかわらず、当該違反行為が是正されないまま書面到達の日から5日を経過したとき
(2) 解散決議がなされたとき
(3) 破産・民事再生・会社更生もしくは特別清算の申し立てをし、又は、それらの申立てがなされたとき
(4) 差押え・仮差押え・仮処分、その他の強制執行を受けたとき
(5) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
(6) 前各号に準ずる事由が発生したとき
(7) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

第8条(有効期間)

1 本契約の有効期間は、締結の日から2年間とする。但し、期間満了の日の6か月前までに甲または乙から、他方当事者に対して書面による終了通知がなされない限り、同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

2 甲及び乙は、期間満了日の6か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

第9条(法令等の変更による契約の終了)

1 法令等の変更により本委託を継続することが不可能ないし困難となったときは、各当事者は他方当事者に対し、本委託が法令に適合するよう変更することを申し入れることができる。変更の合意がされることなく申入れから60日が経過したとき、または、変更の合意がされることなく本委託を継続することが不可能ないし困難となった時から3か月を経過したときは、本契約は当然に終了するものとする。

2 本条による契約の終了に関しては、甲及び乙ともに相手方に対して損害賠償等の法律上の責任を負わない。

第10条(個人情報の保護)

1 甲及び乙は、本委託により取得した個人情報について秘密を保持するものとし、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に対して、当該個人情報を開示または提供してはならないものとする。また、甲及び乙は、当該個人情報を、本委託に関する業務の遂行にあたり、利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うものとする。

2 甲及び乙は、個人情報が記録された資料等(その複製物、電磁的記録を含む。)を、本委託に関する業務の終了後速やかに相手方の指示に従い、相手方に返還、消去または廃棄するものとする。また、甲及び乙は相手方の要求に応じ、当該個人情報を返還、消去または廃棄したことに関する証明書を発行するものとする。

3 甲及び乙は、個人情報の漏えい、滅失または毀損等の事故が発生した場合、ただちに相手方に報告するとともに、本人から苦情の対応、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の責任と費用負担で講じるものとする。また、甲及び乙の責に帰すべき事由により、個人情報の漏えい等の事故が発生し、相手方が第三者から請求を受け、または、第三者との間で紛争が発生した場合、当該漏えい等の事故を生じさせた当事者は、相手方の指示に基づき事故の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、相手方が損害を被ったときは、当該当事者は相手方に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

4 甲及び乙は、本契約に関する個人情報の相手方による管理の状況につき隨時相手方に報告を求めることができ、必要に応じて、これを確認するため、相手方の事務所に立ち入り、必要な調査をすることができる。

第11条(反社会的勢力の排除)

1 本契約において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、及び、暴力団関係団体
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうコロ、特殊知能暴力集団
- (3) その他反社会的勢力

2 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明し保証する。

- (1) 自らまたは役員、実質的に経営に関与する者、従業員等(以下、「役員等」という。)が反社会的勢力でないことを
- (2) 自らまたは役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと
- (3) 自らまたは役員等が自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、または、業務の妨害、信用の毀損をする行為等は行わないこと
- (4) 甲及び乙は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らかの催告も要せず本契約を解除することができる。

4 甲及び乙は、相手方が第2項の規定に違反したことにより、前項の規定に基づき本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、賠償責任を負わないものとする。

5 甲及び乙は、相手方が第2項の規定に違反したことにより、第3項の規定に基づき本契約を解除した場合、自らに損害が生じたときには、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第12条(管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条(規定外の事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、互いに誠意をもって協議の上、解決するように努める。